

## 臨時会提出予定案件資料

|                                  | ページ |
|----------------------------------|-----|
| 1 令和4(2022)年度補正予算概要 .....        | 1   |
| 2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子 ..... | 2～3 |

1 令和4(2022)年度補正予算概要

国民健康保険事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

| 科目     | 補正額        | 説明              |
|--------|------------|-----------------|
| 繰入金    | 11,660     | 一般会計繰入金増 11,660 |
| 補正後予算額 | 27,595,116 |                 |

[歳出]

(単位：千円)

| 科目     | 補正額        | 説明   |
|--------|------------|--|
| 職員費    | 11,660     | 職員給与費増 11,660<br>〔新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への保険料減免事務に係る人件費〕 |
| 補正後予算額 | 27,595,116 |  |

## 2 函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 改正理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等について、令和4年度分の保険料等に係る減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため

### (2) 改正内容

保険料の減免対象となる年度の見直し（附則第7条）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免対象となる年度を令和3年度分および令和4年度分（ただし令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限があるものに限る）とする。

### (3) 施行期日

公布の日から施行する。

## 函館市国民健康保険条例 新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第7条 当分の間、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和2年度分および令和3年度分)の保険料であつて、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付(法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払の日)が存するもの(市長が別に定める保険料を除く。)</u>に限る。)の減免を受けようとする場合における第24条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>第7条 当分の間、新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響により第24条第1項第1号に掲げる者に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(<u>令和3年度分および令和4年度分</u>)の保険料であつて、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付(法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。)の支払の日)が存するもの(市長が別に定める保険料を除く。)</u>に限る。)の減免を受けようとする場合における第24条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p> |